

平成 29 年（2017 年）1 月 20 日  
 建設部 建築住宅課 企画係  
 （課長）岩田 隆広（担当）三輪 修、藤原 整  
 電 話：026-235-7339（直通）  
 026-232-0111（代表）内線 3650  
 F A X：026-235-7479  
 E-mail：kenchiku@pref.nagano.lg.jp

資料 1

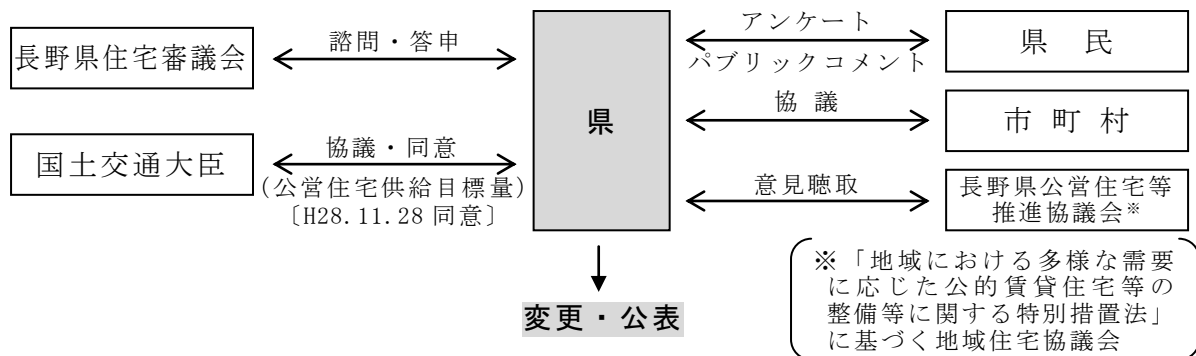
## 長野県住生活基本計画（案）について

### 1 趣 旨

現行の長野県住生活基本計画が計画期間の前期 5 年を経過したことから、社会経済情勢の変化等に対応するため、平成 28 年 3 月に閣議決定された住生活基本計画（全国計画）の変更を踏まえて、見直しを行う。

住生活基本法（平成 18 年法律第 61 号）  
 第 3 章 住生活基本計画  
 （都道府県計画）  
 第 17 条 都道府県は、全国計画に即して、当該都道府県の区域内における住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画（以下「都道府県計画」という。）を定めるものとする。

### 2 策定体制



### 3 経 過

	平成 27 年度		平成 28 年度				
	6/16	2/10	5/12	8/4	10/20	12/16	1/10
住宅審議会	アンケート項目検討	アンケート結果報告 統計分析・意見交換	諮問・方向性整理	計画素案の検討	計画案の検討	答申案の検討	答申
意見募集等	12/8～22 県民アンケート		8/31～9/30 パブリックコメント、市町村等協議				

# 長野県住生活基本計画（案）について

社会経済情勢の変化等を踏まえて**現行計画**※を見直し、**3期目の計画を策定**します。

（※ H23 策定、計画期間 H23～32 年度）



## 計画策定の目的

**県民の住生活の安定と向上**に向けて、基本的な方針や取り組むべき施策を定めます。【住生活基本法 第 17 条】

## 計画期間

**平成 28 年度 ～ 平成 37 年度**

（長期的な目標を提示する観点から 10 年間としますが、情勢の変化等を踏まえ、おおむね 5 年後に見直します。）

## 基本的な視点

- **少子高齢化、人口・世帯数減少社会への対応**
  - ・ 既存住宅の有効活用と空き家対策
  - ・ 高齢者世帯や若年・子育て世帯の居住ニーズに適した居住環境の整備
  - ・ 住宅産業の担い手の確保・育成
- **地域の特性や実情への配慮**
  - ・ 地域ごとの特性に応じた個性豊かな魅力あるまち・むらづくり
- **暮らしに関わる他分野との連携**
  - ・ 住宅は人生の大半を過ごす場所であり、生活に欠くことのできない基盤  
→防災、福祉、医療、地域振興、環境・エネルギー、森林・木材、産業・人材育成、都市計画、教育など、暮らしに関わる分野と連携

## 基本理念

～信州の住みよい暮らしを次代につなぐ～

**安心ですこやか、多様な暮らしを支える住まいをめざして**

## 見直しのポイント

- 住宅の性能の向上（**耐震化、省エネルギー化、バリアフリー化、地域資源活用**など）と、既存住宅の**流通の促進**に引き続き取り組み、住宅ストック活用型社会への転換を加速
- **公営住宅**の供給など、住宅セーフティネットの充実に引き続き取り組み、住宅の確保に特に配慮を要する方々（低額所得者、障がい者、高齢者、被災者など）の安定した暮らしを確保
- **空き家対策**や**移住・二地域居住**の推進に関する項目を拡充
- 地域の**木造住宅産業**の継承や、それを支える**担い手**の確保に関する項目を拡充

## 目標と主な施策

### 目標 1 地域の資源を活かした環境にやさしい住まいづくり

- **地消地産**の住まいづくり（県産木材利用など）
- **省エネルギー化と自然エネルギーの導入**
- **長期にわたり使用**できる良質な住宅の普及



県産木材を利用した木造住宅

#### 【指標】

新設住宅（木造在来工法）の推定木材使用量に対する県産木材建築用材製品出荷量の比率	<b>30.1%</b> （H26） ⇒ <b>50%</b> （H37）
すべての窓が二重サッシ又は複層ガラスになっている住宅ストックの割合	<b>24.0%</b> （H25） ⇒ <b>35%</b> （H37）
長期優良住宅の認定を受けた新築住宅の割合	<b>16.2%</b> （H27） ⇒ <b>20%</b> （H37）

## 目標 2

## 災害に強く快適で健康な住まいづくり

- 地震から生命を守る住まいの耐震化
- 災害発生危険区域内の安全性の確保
- バリアフリー化、ヒートショック予防



住宅の耐震化・バリアフリー化

### 【指標】

住宅の耐震化率	<b>77.5%</b> (H25) ⇒ <b>95%</b> (H37)
高齢者の居住する住宅のバリアフリー化率	<b>48%</b> (H25) ⇒ <b>80%</b> (H37)
住宅性能表示制度を利用する新築住宅の割合	<b>13.8%</b> (H27) ⇒ <b>40%</b> (H37)

## 目標 3

## 誰もが安心して暮らせる住まいの提供

- 要配慮者<sup>※</sup>への公営住宅の供給  
(※ 低額所得者、障がい者、高齢者など)
- 被災者の住まいの確保



公営住宅の協働建替え (君石団地：塩尻市)

### 【指標】

公営住宅の供給量 〔建替えなど新規整備戸数と、退去で生じた空家の募集戸数の合計。 H28.4.1 現在の公営住宅管理戸数は 32,960 戸。〕	H28～32 (前期 5 年) <b>7,550 戸</b> 〔内訳：県営 3,400 戸、市町村営 4,150 戸〕 H28～37 (10 年) <b>15,100 戸</b> 〔内訳：県営 6,800 戸、市町村営 8,300 戸〕
最低居住面積水準 <sup>※</sup> 未満率 (※ 単身者 25 m <sup>2</sup> 、4 人世帯 50 m <sup>2</sup> など)	<b>1.8%</b> (H25) ⇒ できるだけ 早期に解消
応急仮設住宅の建設候補地を選定している市町村の割合	<b>91%</b> (H28) ⇒ 早期に <b>100%</b>

目標 4

地域の特性に応じた活力あるまち・むらづくり

- 移住・二地域居住の推進
- 空き家の活用、除却
- 特色ある景観の保全、育成



空き家の再生・活用（体験交流施設：小谷村）

【指標】

子育て世帯における誘導居住面積水準 <sup>※</sup> 達成率（※3人世帯 100㎡、4人世帯 125㎡など）	56%（H25） ⇒ 70%（H37）
空家等対策計画を策定した市町村の割合	4%（H27） ⇒ 80%（H37）
景観行政団体に移行した市町村の割合	26%（H27） ⇒ 40%（H37）

目標 5

地域の住まいを支える住生活産業の成長・発展

- 担い手の確保、育成
- 住宅ストックビジネス<sup>※</sup>の活性化  
（※ 既存住宅の維持管理、リフォーム、定期メンテナンス、建物状況調査など）



大工技能者を派遣した中学生の木工授業

【指標】

新設住宅（持ち家）における木造在来工法の割合	74.8%（H27） ⇒ 75%を維持（H37）
リフォーム実施率（持ち家）	6.4%（H21~25 平均） ⇒ 8%（H37）
既存住宅売買 <sup>かし</sup> 瑕疵保険加入率	4%（H26） ⇒ 20%（H37）